

# 株式会社広島建築住宅センター

## 評価業務約款

### (責 務)

- 第1条 申請者(以下「甲」という。)及び株式会社 広島建築住宅センター(以下「乙」という。)は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)、同法施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。)、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)及び評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款(申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。)及び「株式会社広島建築住宅センター評価業務規程」(以下、「評価業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。
- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に定める日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
  - 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
  - 甲は、「評価業務規程」に基づき算定された額の手数料を第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
  - 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象(以下「対象建築物」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅延なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
  - 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物、対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は評価を行うことができるように協力しなければならない。
  - 建設住宅性能評価業務において室内空気中の化学物質の濃度等の評価を行う場合は、次の各号によるものとする。
    - 甲は、当該評価の測定にかかる採集の期間中、評価対象住戸への工事関係者の一切の立ち入りを禁止することを了承し、これに必要な措置を講じなければならない。
    - (1)の甲の措置が不十分であった等、甲の責めに帰する原因により、正しい採集が行えなかった場合は、甲が、費用を負担して、再度測定を行うものとする。ただし、住宅の引渡し等により再度測定が行えない場合、乙は、室内空気中の化学物質の濃度等の評価を行わない。
    - 甲は、乙の求めに応じて、評価対象住戸の外部に接する窓、扉及び室内の扉の開閉及び換気設備の稼働等の測定環境の設定、維持に協力しなければならない。

### (業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。ただし、期日の起算にあたっては、評価の業務の休日(規程に定める休日(土曜日を含む。))を除くものとする。
- 設計住宅性能評価業務 引受承諾書に定める申請日から21日を経過する日。
  - 建設住宅性能評価業務のうち室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行わない業務 引受承諾書に定める竣工検査予定日又は建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付があった日のいずれか遅い日から5日間を経過する日。
  - 建設住宅性能評価業務のうち室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う業務 当該測定にかかる採集の日から28日を経過する日、引受承諾書に定める竣工

検査予定日から5日を経過する日又は建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付があった日から5日を経過する日のうちいずれか最も遅い日。ただし、共同住宅や大規模な分譲戸建住宅等でこれにより難しい場合は、甲乙協議して定める日。

- (4) 長期使用構造等確認業務 引受承諾書に定める日とする。
- 2 乙は、甲が前条第5項、第6項及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他の乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

第3条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 設計住宅性能評価の申請手数料 前条第1項第1号に定める設計住宅性能評価業務の引受承諾書の交付日
- (2) 建設住宅性能評価の申請手数料 引受承諾書に定める第1次中間検査予定日の前日
- (3) 長期使用構造等確認の申請手数料 前条第1項第3号に定める設計住宅性能評価業務の引受承諾書の交付日

2 甲が、前条の各号に掲げる申請手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、当該手数料の区分に応じ、次の各号に定める証書を交付しない。この場合において、乙が当該証書を交付しないことによって甲に応じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

- (1) 設計住宅性能評価の申請手数料 設計住宅性能評価書
- (2) 建設住宅性能評価の申請手数料 建設住宅性能評価書
- (3) 長期使用構造等確認の申請手数料 長期使用構造等確認書

(手数料の支払方法)

第4条 甲は、前条に定めた手数料を、「評価業務規程」により乙に支払う。

(設計住宅性能評価審査中の計画変更)

第5条 甲は、設計住宅性能評価書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更をする場合は、速やかに乙に変更部分の設計住宅評価申請関係図書を提出しなければならない。

2 前項の計画変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初の計画の全体の床面積の三分之一を超えた場合など大規模なものにあつては、甲は、当初の計画に係る設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて乙に設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとする。

4 前3項の規定は、長期使用構造等確認審査中の計画変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価申請関係図書」とあるのは「長期使用構造等確認申請書関係図書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて勧告してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)のうち設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、建設住宅性能評価の場合、乙は、別に定める「手数料返還等に関する規程」に基づき申請料の一部を返還することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて勧告してもなお是正されない場合

2 前項の契約解除のうち設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、建設住宅性能評価の場合、乙は、別に定める「手数料返還等に関する規程」に基づき申請料の一部を返還する等ができる。さらに、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計住宅性能評価、長期使用構造等確認又は建設住宅性能評価がなされた場合
- (2) 乙による故意又は重大な過失がない場合

2 前項の規定にかかわらず、乙は設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

附 則  
この約款は、平成12年10月3日より施行する。

附 則  
この約款は、平成14年4月24日より施行する。

附 則  
この約款は、平成25年10月9日より施行する。

附 則  
この約款は、令和4年2月20日より施行する。

## 手数料返還等に関する規程

甲が第6条第5項の申請の取り下げを行った場合及び第7条第2項の解除を行なった場合の手数料の算定については、当該申請手数料に下表1の(イ)欄の申請の取り下げを行なった時期に応じた(ロ)欄の率を乗じた額とするものとする。

表1

| (イ) 欄<br>申請の取り下げを行った時期              | (ロ) 欄<br>当該申請手数料に乗ずる率 |
|-------------------------------------|-----------------------|
| 建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場審査の前日まで | 0.05                  |
| 第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで       | 0.3                   |
| 第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで       | 0.55                  |
| 第3回の現場審査から第4回の現場審査の前日まで             | 0.8                   |
| 第4回の現場審査を実施した日以降                    | 1.0 (返還しない)           |